

●旅行代金にはサービス料・消費税等諸税が含まれております。●添乗員・現地係員の同行しない個人旅行です。このご旅行では約款に定める旅程管理は行いません。ご旅行中の諸手続きはお客様ご自身で行っていただきます。●旅行開始後のお客様都合による旅行中止の場合、未使用部分についての払戻は一切できません。(運休・欠航等による場合はこの限りではありません。)<子供旅行代金について>●1室大人1名+子供1名でお申込の場合の子供旅行代金は、大人と同額となります。●一部屋当りの利用人数には子供代金をお支払いのお様は数えますが、乳児・幼児(0才～小学生未満)の方は数えません。<料理提供内容について>●お食事場所・内容について、複数の場所・メニューが記載されている場合、選択可能な旨の明記がない限り、お選びいただけません。●お食事場所は、お部屋の利用人数により記載場所と異なる場合があります。また、同様に食事内容が「バイキング」の場合、お宿の都合により食事場所・内容が変更となる場合があります。<記載している写真・情報・その他について>●料理写真は一例又はイメージであり、時期や仕入状況、お申込み人数により料理内容や器・盛り付けが変更となる場合があります。●お部屋写真は一例であり、実際とは異なる場合があります。●風景写真については、撮影時期の関係で実際とは情景が異なる場合があります。●宿泊施設により、客室までの荷物の上げ下げはお客様ご自身で行っていただきます。

<特別な配慮を必要とする方のお申込みについて>

お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性がございます。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、必ずお申し出下さい。

飯田産業旅行条件書

このパンフレットは、旅行業法第12条の4で定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5で定める「契約書面」の一部になります。お申込みの際には必ず事前にご確認のうえお申込みください。

1. 募集型企画旅行

- (1) この旅行は、(株)飯田産業(東京都武蔵野市境2-2-2 東京都知事登録旅行業第2-8251号。以下「当社」という。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終旅程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。なお、下記旅行条件と別途お渡しする旅行条件書(全文)に記載された条件との相違がある場合は、下記旅行条件が適用されます。

2. 旅行の申込みと予約

- (1) 所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込みください。
申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

旅行代金の額	10,000円未満	10,000円以上 30,000円未満	30,000円以上 60,000円未満	60,000円以上 100,000円未満	100,000円以上
申込金(お1人様)	3,000円	6,000円	12,000円	20,000円	旅行代金の20%相当額

- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段による契約の予約を受け付けます。
(3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込み金を受領した時に成立するものとします。

3. 申込み条件

- (1) 旅行開始日に15歳未満の方のご参加は、「保護者の同行」を条件とします。また、旅行開始日に20歳未満の方のご参加は、「親権者の同意書」が必要です。
(2) 特定旅行層を対象とした旅行、あるいは特定の目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定した条件と合致しない場合、お申し込みをお断りすることがあります。

4. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までに全額お支払いいただきます。

5. 取消料(お客様からの契約の解除)

契約成立後、お客様のご都合で契約を解除する場合、旅行代金に対してお客様お1人様につき次に定める取消料をいただきます。

取消日(契約解除の期日)	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって				
	(1) 20日～8日前まで (注1) 10日～8日前まで	(2) 7日～2日前まで	(3) 旅行開始日前日	(4) 旅行開始日当日 (注5)を除く	(5) 旅行開始後又は 無連絡不参加(注2)
取消料(お1人様)	旅行代金の20%以内	旅行代金の30%以内	旅行代金の40%以内	旅行代金の50%以内	旅行代金の100%以内

(注1)「日帰り旅行」に限り、[1]の取消料は「10日～8日前まで」の期日とします。

(注2)「旅行開始後」とは、当社旅行業約款別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。「無連絡不参加」とは、お客様が「旅程表」にしたがった最初の旅行サービスを受けることができる時刻までに当社に連絡なく旅行サービスを受けなかったことをいいます。

6. 個人情報の取扱い

- (1) 当社及び受託旅行者は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
(2) 旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、お客様の氏名及び搭乗される航空便等の個人情報を、電子的方法等で土産物店等の事業者提供いたします。お申込みの際に、これらの個人情報の提供についてお客様にご同意いただきます。
(3) 当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販促活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業及び販売店と住所、氏名、電話番号、メールアドレスなど個人情報を共同利用させていただきます。当社の個人情報の取扱いに関する方針等の詳細、当社グループ会社については、当社(TEL:0422-68-8826)にお問い合わせいただくか、当社ホームページ(<https://www.para-tra.com/>)にてご確認ください。

7. 旅行条件・旅行代金の基準期日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2024年4月1日現在です。

旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)についてこの条件書に定めのない事項は当社旅行業約款によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社ホームページ(<https://www.para-tra.com/>)にてご確認ください。

